

京都市告示第558号

京都市水路等管理条例第2条第2号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成27年2月6日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終 点 点
1	音羽水0031号	京都市山科区音羽珍事町44-4番地先 京都市山科区音羽珍事町46-3番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)